

馬頭町・小川町合併協議会

第11回協議会資料

平成17年7月28日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 報告事項 (P1)

報告第 9号	特別職の身分の取扱い(協定項目 1 1)の具体的調整 について	P 1
	特別職等の報酬等の額	P 3
	新町特別職等報酬等審議会答申書	P 9
報告第 1 0号	使用料、手数料等の取扱い(協定項目 1 5)の具体的 調整について	P 13
報告第 1 1号	保健予防事業の取扱い(協定項目 2 5 - 6)の具体的 調整について	P 22
報告第 1 2号	環境対策事業の取扱い(協定項目 2 5 - 1 2)の具体 的調整について	P 24
報告第 1 3号	商工観光関係事業の取扱い(協定項目 2 5 - 1 4)の 具体的調整について	P 26
報告第 1 4号	社会教育事業の取扱い(協定項目 2 5 - 1 8)の具体 的調整について	P 28
報告第 1 5号	その他の事業の取扱い(協定項目 2 5 - 1 9)の具体 的調整について	P 32

(2) 協議事項 (P34)

協議第 4 7号の 2	新町の町章について	P 34
	新町町章デザイン応募状況結果	P 35
	新町町章デザイン第二次選定候補作品	P 36
	新町町章デザイン第二次選定候補作品個票	P 37

(3) その他 (P53)

	馬頭町及び小川町の廃置分合について	P 53
	町長職務執行者及び行政委員会委員等の選任方法について	P 55
	住所変更に伴う手続き等について	P 58

特別職の身分の取扱い（協定項目11）の具体的調整について

特別職の身分の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】

1. 特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。
 - (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (4) 農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
2. 審議会等については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合するものとする。

ただし、1町に設置されているものは、新町において速やかに調整するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。
3. その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要があるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。

(H16.12.3.確認)

【具体的調整結果】

常勤の特別職の給料の額、議会の議員、行政委員会の委員、審議会等の委員及びその他の付属機関の委員等の報酬の額については、別紙のとおりとする。

平成17年7月28日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

特別職等の報酬等の額

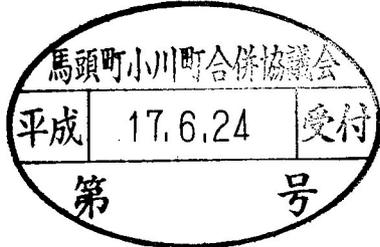
			那珂川町		備考	
1 常勤の特別職	(1)町長	定数		1	地方自治法第139条 公職選挙法第33条 公職選挙法第117条	
		任期		4		
		給料	月額	720,000		
	(2)町長職務執行者	定数		1	地方自治法施行令第1条の2	
		任期		-		
給料		月額	720,000			
(3)助役	定数		1	地方自治法第161条 地方自治法第162条		
	任期		4			
	給料	月額	585,000			
(4)収入役	定数		1	地方自治法第168条 地方自治法第170条		
	任期		4			
	給料	月額	555,000			
(5)教育長	定数		1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条		
	任期		4			
	給料	月額	535,000			
2 議会の議員	(1)議長	定数		1	地方自治法第103条 地方自治法第91条(定数) 地方自治法第93条(任期) ただし、在任特例期間については、定数32人、任期平成18年4月30日とする。	
		任期		4		
		報酬	月額	320,000		
	(2)副議長	定数		1		
		任期		4		
		報酬	月額	250,000		
(3)議員	定数		16			
	任期		4			
	報酬	月額	220,000			
3 行政委員会の委員	(1)教育委員会	委員長	定数		1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条
			任期		4	
			報酬	年額	155,000	
		委員	定数		3	
			任期		4	
			報酬	年額	140,000	
	(2)選挙管理委員会	委員長	定数		1	地方自治法第180条の5 地方自治法第181条
			任期		4	
			報酬	年額	80,000	
		委員	定数		3	
			任期		4	
			報酬	年額	70,000	
	(3)監査委員	学識選出	定数		1	地方自治法第195条 地方自治法第196条
			任期		4	
			報酬	年額	240,000	
		議員選出	定数		1	
			任期		議員任期中	
			報酬	年額	190,000	
(4)固定資産評価審査委員会	委員長	定数		(1)	地方税法第423条	
		任期		1		
		報酬	日額	5,000		
	委員	定数		3		
		任期		3		
		報酬	日額	5,000		
(5)農業委員会	会長	定数		1	農業委員会法第7条(選挙) 農業委員会法第12条 ただし、在任特例期間については、定数33人、任期平成18年6月30日とする。	
		任期		3		
		報酬	年額	250,000		
	職務代理者	定数		1		
		任期		3		
		報酬	年額	210,000		
	委員	定数		18		
		任期		3		
		報酬	年額	200,000		
4 審議会等の委員	(1)情報公開審査会委員	定数		5		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
	(2)特別職報酬等審議会委員	定数		6		
		任期		-		
		報酬	日額	5,000		
	(3)公務災害補償等認定委員会委員	定数		5		
		任期		3		
		報酬	日額	5,000		

			那珂川町		備考	
4 審議会等の委員	(4)公務災害補償等審査委員会委員	定数		3		
		任期		3		
		報酬	日額	5,000		
	(5)水防協議会委員	定数		20		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
	(6)都市計画審議会委員	定数		18		
		任期		4		
		報酬	日額	5,000		
	(7)ケーブルテレビばとう運営委員会委員	定数		15		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
	(8)ケーブルテレビばとう放送番組審議会委員	定数		10		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
	(9)補助金負担金等審議委員会	会長	定数		1	
			任期		2	
			報酬	日額	5,000	
委員		定数		14人以内		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
(10)国民健康保険運営協議会	会長	定数		1	国民健康保険法施行令第3条	
		任期		2		
		報酬	年額	30,000		
	職務代理人	定数		1		
		任期		2		
		報酬	年額	25,000		
委員	定数		10			
	任期		2			
	報酬	年額	22,000			
(11)健康づくり推進協議会	会長	定数		1		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
	委員	定数		11		
		任期		2		
		報酬	日額	5,000		
(12)児童館運営委員	定数		12			
	任期		2			
	報酬	日額	5,000			
(13)総合福祉センター運営委員会委員	定数		10			
	任期		2			
	報酬	日額	5,000			
(14)民生委員推薦委員会	委員長	定数		1	民生委員法第8条	
		任期		3		
		報酬	日額	5,000		
	委員	定数		13		
		任期		3		
		報酬	日額	5,000		
(15)農業振興審議会委員	定数		30人以内			
	任期		2			
	報酬	日額	5,000			
(16)学校給食センター運営委員会	委員長	定数		1		
		任期		1		
		報酬	日額	5,000		
	委員	定数		39人以内		
		任期		1		
		報酬	日額	5,000		
(17)文化財保護審議会委員	定数		10	地方自治法第138条の4第3項		
	任期		2			
	報酬	年額	16,000			
(18)図書館協議会委員	定数		10			
	任期		2			
	報酬	日額	5,000			

			那珂川町			備考	
4 審議会等の委員	(19)美術館協議会委員	学識委員	定数			博物館法第20条	
			任期		2		
			報酬	日額	両委員で 15人以内		15,000
		学校教育・社会 教育関係委員	定数				
			任期		2		
			報酬	日額	5,000		
	(20)郷土資料館運営委員会委員		定数		10		
			任期		2		
			報酬	日額	5,000		
	(21)環境審議会委員	学識委員	定数			環境基本法第44条	
任期				2			
報酬			日額	両委員で 15人	15,000		
一般委員		定数					
		任期		2			
		報酬	日額	5,000			
(22)個人情報保護審議会委員		定数		5			
		任期		2			
		報酬	日額	5,000			
5 その他の付属機関の委員等	(1)選挙長		定数		1	公職選挙法第75条	
			任期		随時		
			報酬	1回	10,700		
	(2)投票管理者		定数		29	公職選挙法第37条	
			任期		随時		
			報酬	日額	12,700		
	(3)期日前投票管理者		定数		2		
			任期		随時		
			報酬	日額	11,200		
	(4)開票管理者		定数		1	公職選挙法第61条	
			任期		随時		
			報酬	1回	10,700		
	(5)選挙立会人		定数		3～10	公職選挙法第76条	
			任期		随時		
			報酬	1回	8,900		
	(6)投票立会人		定数		2以上	公職選挙法第38条	
			任期		随時		
			報酬	日額	10,800		
	(7)期日前投票立会人		定数		4		
			任期		随時		
			報酬	日額	9,600		
(8)開票立会人		定数		3～10	公職選挙法第62条		
		任期		随時			
		報酬	1回	8,900			
(9)交通指導員		定数		8			
		任期		-			
		報酬	月額	42,000			
(10)交通教育指導員		定数		2			
		任期		-			
		報酬	月額	150,000			
(11)行政区長		定数		14			
		任期		2			
		報酬	年額	137,000			
(12)行政区班長		定数		83			
		任期		2			
		報酬	年額	58,000			
(13)行政協力員		定数		26			
		任期		-			
		報酬	年額	60,000			
(14)事務連絡員		定数		89			
		任期		-			
		報酬	年額	40,000			
(15)事務連絡補助員		定数		366			
		任期		-			
		報酬	年額	20,000			

		那珂川町		備考
5 その他の 付属機関 の委員等	(16)消防団団長	定数		消防組織法第15条の3第15条の4
		任期		
		報酬		
	(17)消防団副団長	定数		
		任期		
		報酬		
	(18)消防団本部部長	定数		
		任期		
		報酬		
	(19)消防団分団長	定数		
		任期		
		報酬		
	(20)消防団副分団長	定数		平成17年10月1日から平成18年3月31日までは旧町の報酬額を適用し、平成18年4月1日より新町の報酬額を適用する。
		任期		
		報酬		
	(21)消防団部長	定数		
		任期		
		報酬		
	(22)消防団班長	定数		
		任期		
		報酬		
	(23)消防団機関係団員	定数		
		任期		
		報酬		
	(24)消防団団員	定数		
		任期		
		報酬		
	(25)徴収囑託員	定数		2
		任期		1
		報酬	月額	80,000
	(26)児童館長	定数		1
		任期		1
		報酬	月額	117,000
	(27)環境監視員	定数		2
		任期		2
	報酬	月額	70,000	
(28)地域福祉推進員	会長	定数	1	
		任期	3	
		報酬	年額 70,000	
	副会長	定数	3	
		報酬	年額 63,000	
	委員	定数	47	
報酬		年額 60,000		
(29)保育所囑託医	定数		-	学校保健法第16条に準ずる。 - 厚生省通達保育所指針
	任期			
	報酬	年額	120,000 + 300 × 児童数	
(30)保育所囑託歯科医	定数		-	学校保健法第16条に準ずる。 - 厚生省通達保育所指針
	任期			
	報酬	年額	120,000 + 300 × 児童数	
(31)農業委員会補助員	定数		82	
	任期		3	
	報酬	年額	15,000	
(32)勸業補助員	定数		83	
	任期		1	
	報酬	年額	5,000	
(33)農業改良連絡員	定数		45	
	任期		2	
	報酬	年額	17,000	
(34)ふるさと館長	定数		1	
	任期		1	
	報酬	月額	117,000	
(35)公園監視員	定数		1	
	任期		-	
	報酬	年額	16,000	

			那珂川町		備 考
5 その 他の 付 属 機 関 の 委 員 等	(36)幼稚園嘱託医	定数		2	
		任期		2	
		報酬	年額	120,000 + 300 × 園児数	
	(37)幼稚園嘱託歯科医	定数		2	
		任期		2	
		報酬	年額	120,000 + 300 × 園児数	
	(38)幼稚園薬剤師	定数		2	
		任期		2	
		報酬	年額	40,000	
	(39)幼稚園長	定数		1	
		任期		-	
		報酬	月額	125,000	
	(40)学校医	定数		14	学校教育法第12条
		任期		-	学校保健法第16条
		報酬	年額	120,000 + 300 × 児童生徒数	
	(41)学校歯科医	定数		14	学校教育法第12条
		任期		-	学校保健法第16条
		報酬	年額	120,000 + 300 × 児童生徒数	
	(42)学校薬剤師	定数		14	学校教育法第12条
		任期		-	学校保健法第16条
		報酬	年額	40,000	
	(43)学校評議員	定数		26	
		任期		1	
		報酬	年額	5,000	
	(44)社会教育委員	定数		20人以内	社会教育法第15条
		任期		2	
		報酬	日額	5,000	
	(45)体育指導員	定数		22	
任期			2		
報酬		年額	30,000		
(46)国際交流員	定数		1		
	任期		1		
	報酬	月額	330,000		
(47)外国語指導助手	定数		2		
	任期		1		
	報酬	月額	330,000		
(48)社会教育指導員	定数		2(H17のみ3)		
	任期		1		
	報酬	月額	117,000		
(49)郷土資料館長	定数		1		
	任期		1		
	報酬	月額	120,000		
(50)町医・歯科医	定数		15		
	任期		-		
	報酬	年額	40,000		
(51)予防接種健康被害調査委員	定数		4		
	任期		2		
	報酬	日額	5,000		
(52)美術館館長	定数		1		
	任期		1		
	報酬	月額	350,000		
(53)風土記の丘資料館館長	定数		1		
	任期		1		
	報酬	月額	200,000		
(54)風土記の丘資料館嘱託学芸員	定数		4		
	任期		1		
	報酬	月額	180,000		



平成17年6月24日

馬頭町・小川町合併協議会

会長 川崎 和郎 様

馬頭町・小川町合併協議会

新町特別職等報酬等審議会

会長 大金 進



新町特別職等報酬等の額について(答申)

馬頭町・小川町合併協議会会長より諮問を受けた新町「那珂川町」の特別職等報酬等の額について、本審議会は、公平な立場に立ち、慎重に審議した結果、次の結論に達したので答申いたします。

記

1 審議結果

特別職等の報酬等の額については、特別職等の職務内容及び勤務態様等を分析し、これに加えて2町の現行報酬額、同規模自治体との比較、新町の財政状況及び現下の社会経済情勢等を総合的に勘案した結果、委員全員の一致により、別表の額にすることが適当であると判断した。

2 審議経過及び内容

《検討基本項目》

- ・ 人口約20,000人、面積192.84km²の町になること。
- ・ 現下の社会情勢や人件費の抑制を図るという合併の目的を考慮すること。
- ・ 2町及び同規模自治体との比較。

《委員の意見》

- ・ 合併により人口、面積が増えること、さらに合併時の重要な時期の調整を担うことを考慮すべきである。

- ・ 新町議会議員は、現在の馬頭町・小川町の議員合計数より14人少なく、それだけ責任の度合いも大きいものとなることを考慮すべきである。
- ・ 現時点で、新町発足後の数年を見通した報酬等の額を決めることは困難である。
- ・ 先ずは、新町発足時の報酬額等を決定し、その後、新町の行財政の状況を踏まえた報酬等の額の改定を新町において審議会を設置し検討すること。
- ・ 議会の議員の報酬の額について、合併特例の期間中は、議会議員の在任特例を適用することから減額すべきであるとの意見もあった。

《まとめ》

① 町長等(職務執行者を含む。)の給料の額について

町長(職務執行者を含む。)の給料の額については、合併の目的及び類似自治体との比較から、現行2町の給料の額を基本に調整することとした。さらに、合併により人口、面積が増えることはもとより、合併の重要な時期の調整を担うことから当面、馬頭町の給料の額とすることが適当であると判断した。

なお、助役、収入役及び教育長の給料の額についても、町長の給料の額と同様の考え方で一致した。

② 議会議員の報酬の額について

議会議員の報酬の額については、合併の目的及び類似自治体との比較から、現行2町の報酬の額を基本に調整することとした。さらに、合併により人口、面積が増えることはもとより、合併の重要な時期の調整を担うこと、また、新町全体の発展、振興に資することから判断し、合併時から統一した報酬額で当面、馬頭町の報酬の額とすることが適当であると判断した。

なお、議会の議員の定数及び任期等検討委員会の報告にあった「馬頭町の議員報酬に統一することが望ましい。」との意見も参考にした。

馬頭町・小川町合併協議会新町特別職等報酬等審議会

会長	大金 進	(馬頭町)	委員	露久保 了	(馬頭町)
副会長	塚原 博	(小川町)	委員	奈良 順一	(小川町)
委員	篠江 求	(馬頭町)	委員	谷口 定子	(馬頭町)
委員	長谷川 顕一	(小川町)	委員	山口 美智	(小川町)

別表

	職名	審議結果	
		月額	
常勤の特別職	町長	月額	720,000円
	町長職務執行者	月額	720,000円
	助役	月額	585,000円
	収入役	月額	555,000円
	教育長	月額	535,000円
議会議員	議長	月額	320,000円
	副議長	月額	250,000円
	議員	月額	220,000円

報告第10号

使用料、手数料等の取扱い（協定項目15）の具体的調整について

使用料の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】（抜粋）

使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。

- (1) 使用料等については、現行を基本とし、合併時までに調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。

(H16.12.16.確認)

【具体的調整結果】

教育関連施設の使用料については、別紙のとおりとする。

平成17年7月28日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

具体的調整の結果

専門部会名 教育 分科会名 社会教育・社会体育

協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い	関連項目
------	-----------------	------

使用料【教育】		現況の使用料（平成16年度）		調整の具体的内容		具体的調整結果																							
<p>【馬頭町山村開発センター】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">追加使用料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>630円</td> <td>950円</td> <td>160円</td> <td>260円</td> <td>1 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 2 追加使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。</td> </tr> <tr> <td>和室(宿泊研修室)</td> <td>320円</td> <td>470円</td> <td>110円</td> <td>160円</td> <td>3 冷暖房使用料はそれぞれ50%を加算する。 4 小中学生は、半額とする。 5 町外者の利用は、使用料の2倍の額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 使用料は無料。ただし、営利を目的とする使用又は私的集會等の使用は使用料を徴収する。</p>								区分	基本使用料		追加使用料		備考	昼間	夜間	昼間	夜間	研修室	630円	950円	160円	260円	1 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 2 追加使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。	和室(宿泊研修室)	320円	470円	110円	160円	3 冷暖房使用料はそれぞれ50%を加算する。 4 小中学生は、半額とする。 5 町外者の利用は、使用料の2倍の額とする。
区分	基本使用料		追加使用料		備考																								
	昼間	夜間	昼間	夜間																									
研修室	630円	950円	160円	260円	1 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 2 追加使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。																								
和室(宿泊研修室)	320円	470円	110円	160円	3 冷暖房使用料はそれぞれ50%を加算する。 4 小中学生は、半額とする。 5 町外者の利用は、使用料の2倍の額とする。																								
<p>【山村開発センター】</p> <p>現行のとおりに新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。</p>																													
<p>【山村開発センター】</p> <p>合併時に次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td>1時間当たり</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>1時間当たり</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td></td> <td>1時間当たり</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td>1時間当たり</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用又は私的集會等の利用は上記金額） ※ 町外者は、上記金額の2倍の額</p>								種別	区分	単位	使用料	研修室		1時間当たり	300円	和室		1時間当たり	200円	大会議室		1時間当たり	1,200円	調理実習室		1時間当たり	400円		
種別	区分	単位	使用料																										
研修室		1時間当たり	300円																										
和室		1時間当たり	200円																										
大会議室		1時間当たり	1,200円																										
調理実習室		1時間当たり	400円																										

使用料【教育】		現況の使用料（平成16年度）				調整の具体的内容		具体的調整結果																																																																																												
<p>【馬頭町総合体育館】</p> <p>1. 一般使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用時間</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時30分まで</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全競技場</td> <td></td> <td>750円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>バスケットボール (1面)</td> <td></td> <td>150円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>バレーボール (1面)</td> <td></td> <td>150円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン (1面)</td> <td></td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>卓球 (1台)</td> <td></td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム (1人)</td> <td></td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 専用使用料</p> <p>(1) 入場料を徴収しない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用時間</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時30分まで</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営利又は宣伝を目的とする場合</td> <td></td> <td>10,500円</td> <td>15,750円</td> <td>21,000円</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を目的としない場合</td> <td></td> <td>6,300円</td> <td>8,400円</td> <td>10,500円</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 入場料を徴収する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用時間</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時30分まで</th> <th>全 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営利又は宣伝を目的とする場合</td> <td></td> <td>15,750円</td> <td>23,100円</td> <td>31,500円</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を目的としない場合</td> <td></td> <td>10,500円</td> <td>15,750円</td> <td>21,000円</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 町民以外の者の使用については、上記金額の2倍相当額とする。 ※ 暖房費は、実費を徴収する。</p>										使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日	全競技場		750円	1,500円	1,500円	3,000円	バスケットボール (1面)		150円	300円	300円	600円	バレーボール (1面)		150円	300円	300円	600円	バドミントン (1面)		100円	150円	150円	300円	卓球 (1台)		100円	150円	150円	300円	トレーニングルーム (1人)		100円	150円	150円	300円	使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日	営利又は宣伝を目的とする場合		10,500円	15,750円	21,000円	42,000円	営利又は宣伝を目的としない場合		6,300円	8,400円	10,500円	21,000円	使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日	営利又は宣伝を目的とする場合		15,750円	23,100円	31,500円	63,000円	営利又は宣伝を目的としない場合		10,500円	15,750円	21,000円	42,000円	<p>【総合体育館】</p> <p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。</p>		<p>【総合体育館】</p> <p>合併時に次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1時間当たり</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>卓球場</td> <td>1時間当たり</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額） ※ 町外者は上記金額の2倍の額 ※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額</p>		種別	単位	使用料	アリーナ	1時間当たり	1,500円	卓球場	1時間当たり	100円
使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日																																																																																															
全競技場		750円	1,500円	1,500円	3,000円																																																																																															
バスケットボール (1面)		150円	300円	300円	600円																																																																																															
バレーボール (1面)		150円	300円	300円	600円																																																																																															
バドミントン (1面)		100円	150円	150円	300円																																																																																															
卓球 (1台)		100円	150円	150円	300円																																																																																															
トレーニングルーム (1人)		100円	150円	150円	300円																																																																																															
使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日																																																																																															
営利又は宣伝を目的とする場合		10,500円	15,750円	21,000円	42,000円																																																																																															
営利又は宣伝を目的としない場合		6,300円	8,400円	10,500円	21,000円																																																																																															
使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日																																																																																															
営利又は宣伝を目的とする場合		15,750円	23,100円	31,500円	63,000円																																																																																															
営利又は宣伝を目的としない場合		10,500円	15,750円	21,000円	42,000円																																																																																															
種別	単位	使用料																																																																																																		
アリーナ	1時間当たり	1,500円																																																																																																		
卓球場	1時間当たり	100円																																																																																																		

使用料【教育】

現況の使用料（平成16年度）

【馬頭町西体育館】

1. 一般使用料

使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日
全競技場		150円	300円	300円	600円
バドミントン (1面)		100円	150円	150円	300円
卓球 (1台)		100円	150円	150円	300円

2. 専用使用料

(1) 入場料を徴収しない場合

使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日
営利又は宣伝を目的とする場合		5,250円	7,880円	10,500円	21,000円
営利又は宣伝を目的としない場合		2,620円	3,940円	5,250円	10,500円

(2) 入場料を徴収する場合

使用区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日
営利又は宣伝を目的とする場合		7,880円	11,550円	15,750円	31,500円
営利又は宣伝を目的としない場合		5,250円	7,880円	10,500円	21,000円

※ 町民以外の者の使用については、上記金額の2倍相当額とする。

【馬頭町武道館】

時間	区分	料金
午前8時30分から午後0時30分まで	1室	530円
午後1時から午後5時まで	1室	530円
午後5時30分～午後9時30分まで	1室	840円

※ 使用料は無料。ただし、営利を目的とする使用又は私的の集會等の使用は使用料を徴収する。

調整の具体的内容

【西体育館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

具体的調整結果

【馬頭西体育館】

合併時に次のとおりとする。

種別	単位	使用料
アリーナ	1時間当たり	800円

※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額）

※ 町外者は上記金額の2倍の額

※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額

【武道館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【馬頭武道館】

合併時に次のとおりとする。

単位	使用料
1時間当たり	100円

※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額）

※ 町外者は上記金額の2倍の額

※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額

使用料【教育】

現況の使用料（平成16年度）

【馬頭町民水泳プール】

1. 個人使用料

区分	単位	使用料
幼児	1人1回につき	10円
小学校及び中学校の児童生徒	1人1回につき	20円
一般（高等学校の生徒を含む。）	1人1回につき	40円

2. 専用使用料

区分	使用料	
	少年の部	一般の部
午前使用（午前10時から正午まで）	530円	1,580円
午後使用（午後1時から午後4時30分まで）	1,050円	3,150円
全日使用（午前10時から午後4時30分まで）	1,580円	4,730円

備考 少年の部とは中学校卒業以前の者とし、一般の部とは中学校卒業後の者をいう。

【馬頭町民運動場】

1. 照明施設

区分	単位	料金
A面全点灯	1回	2,500円
A面2分の1点灯	1回	1,500円
B面全点灯	1回	1,500円

2. 営利を目的とする使用

時間	料金
午前 正午まで	2,100円
午後 午後6時まで	2,100円
全日 午後6時まで	3,780円
延長時間 1時間ごとに	630円

※ 使用料は無料。ただし、照明施設の使用及び営利を目的とした使用は有料

調整の具体的内容

【町民水泳プール】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

【町民運動場】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

具体的調整結果

【馬頭水泳プール】

合併時に次のとおりとする。

区分	単位	使用料
小・中学生	1回当たり	50円
高校生以上	1回当たり	100円

※ 町民は無料

※ 町外者は上記の額

【馬頭運動場】

合併時に次のとおりとする。

1. 運動場（昼間）

単位	使用料
1時間当たり	600円

※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額）

※ 町外者は上記金額の2倍の額

※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額。

2. 夜間照明施設

種別	単位	使用料
A面点灯	1時間当たり	2,000円
A面1/2点灯	1時間当たり	1,000円
B面点灯	1時間当たり	1,000円

※ 町外者又は営利を目的とする利用は認めない。

※ 町内小中学生が構成する団体が利用するときは上記金額の1/2の額

※ 平成17年10月31日までは、現行のとおりとする。

使用料【教育】

現況の使用料(平成16年度)

区分	単位	金額	備考
【馬頭町武茂地区運動広場】 照明施設 (武茂グラウンド)	1回	1,500円	

区分	単位	金額	備考
【馬頭町林業者等健康増進施設】 照明施設 (大山田グラウンド)	1回	1,500円	

区分	単位	金額	備考
【馬頭町盛谷地区健康増進施設】 屋内運動場	1回	300円	夜間使用の場合に限る。

区分	単位	金額	備考
【馬頭町学校開放施設】 屋外運動場	1回	無料	
屋外運動場照明施設	1回	1,500円	
屋内運動場	1回	300円	夜間使用の場合に限る。

調整の具体的内容

【武茂地区運動広場】
現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【林業者等健康増進施設】
現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【盛谷地区健康増進施設】
現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【学校開放施設】
現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

具体的調整結果

【武茂運動場・大山田下郷運動場】
合併時に次のとおりとする。

1. 運動場(昼間)	単位	使用料
1時間当たり		300円

※ 町民は全額免除(ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額)

※ 町外者は上記金額の2倍の額
※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額

2. 夜間照明施設

種別	単位	使用料
武茂運動場	1時間当たり	300円
大山田下郷運動場	1時間当たり	700円

※ 町外者又は営利を目的とする利用は認めない。
※ 町内小中学生が構成する団体が利用するときは上記金額の1/2の額

※ 平成17年10月31日までは、現行のとおりとする。

【盛谷地区健康増進施設は谷川小学校体育館とする。】
【学校開放施設】
合併時に次のとおりとする。

施設名	単位	使用料
校庭	1時間当たり	300円
校庭(夜間照明施設)	1時間当たり	1,000円
体育館	1時間当たり	300円

※ 町外者又は営利を目的とする利用は認めない。
※ 校庭(昼間)及び体育館を町民が利用するときは全額免除

※ 夜間照明施設を町内小中学生が構成する団体が利用するときは上記金額の1/2の額

※ 平成17年10月31日までは、現行のとおりとする。

使用料【教育】

現況の使用料（平成16年度）

【小川町中央公民館】

室名	使用料		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分
町民室	530円	530円	530円
大会議室	3,150円	3,150円	3,150円
調理実習室	1,580円	1,580円	1,580円
和室	310円	310円	530円
第1会議室	310円	310円	530円
第2会議室	200円	200円	310円
相談室	200円	200円	310円
視聴覚室	200円	200円	310円
金屏風	1回につき5,250円。ただし、結婚式に限り無料		
暖房料	3,150円		
冷房料	3,150円		

【小川町民体育館】

種別	用区分	使用料			時間外使用
		昼間	夜間	全日	
1 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	8:30～12:00	5,250円	16,800円	31,500円	午前又は夜間使用料の1時間割増した料の5割増した金額
	12:00～17:00				
2 前項以外の場合		740円	4,200円	6,300円	〃

※ 使用料は原則として徴収しない。ただし、公用又は法令で定める体育振興及び公益上必要と認めるもの以外の使用は、使用料を徴収する。

調整の具体的内容

【中央公民館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【町民体育館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

具体的調整結果

【小川公民館】

合併時に次のとおりとする。

種別	区分	単位	使用料
町民室 大会議室 和室 第1会議室 第2会議室 相談室 視聴覚室	/	1時間当たり	200円
		1時間当たり	1,000円
		1時間当たり	200円
		1時間当たり	200円
		1時間当たり	200円
		1時間当たり	100円

※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用又は私的の集会等の利用は上記金額）
※ 町外者は、上記金額の2倍の額

【小川体育館】

合併時に次のとおりとする。

種別	単位	使用料
アリーナ	1時間当たり	1,200円
卓球場	1時間当たり	150円

※ 町民は全額免除（ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額）
※ 町外者は上記金額の2倍の額
※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額

使用料【教育】

現況の使用料（平成16年度）

種別	別	金額
緑化運動公園 (営利を目的とした使用)	午前5時30分～正午まで	5,100円
	正午～午後7時まで	5,100円
	全日(午前5時30分～午後7時まで)	10,190円
夜間照明	庭球場	510円
	ソフトボール	1,020円
	野球場	3,060円

※ 使用料は無料。ただし、町外者、照明施設の使用及び営利を目的とした使用は使用料を徴収する。

調整の具体的内容

【緑化運動公園】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【小川町武道館】

種別	用区分		時間外使用
	昼間	夜間	
1 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	9:00～12:00	17:00～21:30	9:00以前
	12:00～17:00	21:30以降	21:30以降
2 前項以外の場合	3,150円	12,600円	午前又は夜間使用料の1割増しした料の5割増しした金額
	740円	1,370円	4,200円
			6,300円

※ 使用料は原則として徴収しない。ただし、公用又は法令で定める体育振興及び公益上必要と認めるもの以外の使用は、使用料を徴収する。

具体的調整結果

【小川運動場・小川庭球場】

合併時に次のとおりとする。

1. 運動場・庭球場(昼間)

種別	単位	使用料
運動場	1時間当たり	600円
庭球場	1時間当たり	300円

※ 町民は全額免除(ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額)

※ 町外者は上記金額の2倍の額

※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額。

2. 夜間照明施設

種別	単位	使用料
南面点灯	1時間当たり	2,000円
南面1/2点灯	1時間当たり	1,000円
北面点灯	1時間当たり	1,000円
庭球場	1時間当たり	300円

※ 町外者又は営利を目的とする利用は認めない。

※ 町内小中学生が構成する団体が利用するときは上記金額の1/2の額

※ 平成17年10月31日までは、現行のとおりとする。

【小川武道館】

合併時に次のとおりとする。

単位	使用料
1時間当たり	300円

※ 町民は全額免除(ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額)

※ 町外者は上記金額の2倍の額

※ 町外者で営利を目的とする利用は上記金額の4倍の額

使用料【教育】		現況の使用料（平成16年度）		調整の具体的内容		具体的調整結果	
【小川町弓道場・小川町御霊神社弓道場】				【小川町弓道場・御霊神社弓道場】			
区	分	料	金	合併時に次のとおりとする。			
午前9時から正午まで	(午前)		3,150円	1時間当たり			
正午から午後5時まで	(午後)		5,250円	使用料			
全日(午前9時から午後9時まで)			12,600円	100円			
			21,000円	※ 町民は全額免除(ただし、営利を目的とする利用は上記金額の2倍の額)			
※ 使用料は原則として徴収しない。ただし、公用又は法令で定める体育振興及び公益上必要と認めるもの以外の使用は、使用料を徴収する。				※ 町外者は上記金額の2倍の額			
【小川町民プール】				【小川水泳プール】			
1. 一般使用				合併時に次のとおりとする。			
使用者	区分	使用	費用	区分	単位	使用	費用
高校生以上	1人1回につき		100円	小・中学生	1回当たり		50円
中学生以下	1人1回につき		50円	高校生以上	1回当たり		100円
※ 幼児付添については、無料とする。				※ 町民は無料			
2. 専用使用				※ 町外者は上記の額			
区	分	専用	使用	【学校開放施設】			
午前(午前9時30分～12時30分)			2,100円	合併時に次のとおりとする。			
午後(午後1時～午後4時)			2,100円	施設名	単位	使用	費用
全日(午前9時30分～午後4時)			4,200円	校庭	1時間当たり		300円
【小川町立小川中学校体育館兼講堂】				校庭(夜間照明施設)	1時間当たり		1,000円
区分	使用	費用	備考	体育館	1時間当たり		300円
体育館兼講堂	1日(1回)	1,050円	夜間の使用料は、その倍額	※ 町外者又は営利を目的とする利用は認めない。			
【小川町立小川中学校体育館兼講堂、夜間照明施設】				※ 校庭(昼間)及び体育館を町民が利用するときには全額免除			
区分	使用	費用	備考	※ 夜間照明施設を町内小中学生が構成する団体が利用するときは上記金額の1/2の額			
体育館兼講堂	1日(1回)	1,050円	夜間の使用料は、その倍額	※ 平成17年10月31日までは、現行のとおりとする。			
夜間照明施設	1時間以内	1,020円					
	1時間を超え2時間以内	2,040円					

報告第 1 1 号

保健予防事業の取扱い（協定項目 2 5 - 6 ）の具体的調整について

保健予防事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】（抜粋）

7 . 在宅当番医制については、合併時までに調整するものとする。
(H16.12.16.確認)

【具体的調整結果】

在宅当番医制については、町内の医療機関に委託し、日曜休日に当番制で診療を行うものとする。

平成 1 7 年 7 月 2 8 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

具体的調整の結果

専門部会名 保健福祉

分科会名 保健

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 6 保健予防事業
------	---------------	------	---------------

事務事業名	現 況		調整の具体的内容	具体的調整結果
	馬頭町	小川町		
在宅当番医制	<p>1. 目的 休日の医療体制を整え、住民がいつでも医療サービスを受けられる体制を整備することで住民の健康増進に資する。</p> <p>2. 内容 平成4年度より町医師団と協定書を交わし、当番制で診療を行う。</p>	<p>1. 目的 休日の医療体制を整え、住民がいつでも医療サービスを受けられる体制を整備することで住民の健康増進に資する。</p> <p>2. 内容 小川町医師団に委託し、休日に当番制で診療を行う。</p>	<p>合併時まで調整するものとする。</p>	<p>町内の医療機関に委託し、日曜休日に当番制で診療を行うものとする。</p>

報告第 1 2 号

環境対策事業の取扱い（協定項目 2 5 - 1 2 ）の具体的調整について

環境対策事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】（抜粋）

- 1 . 環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。
(H16.12.16.確認)

【具体的調整結果】

環境監視員制度については、次のとおりとする。

【環境監視員制度】

- 1 監視員制度

人 員	2 名
期 間	2 年
監視日数	10 日 / 月
報 酬	70,000 円 / 月
- 2 財源
1 / 2 県総合交付金
- 3 業務
監視活動 他
8:30 ~ 17:15
庁用車使用、巡回日報

平成 1 7 年 7 月 2 8 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

具体的調整の結果

専門部会名 住民生活

分科会名

環境

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 12 環境対策事業
------	---------------	------	----------------

事務事業名	現 況		調整の具体的内容	具体的調整結果
	馬頭町	小川町		
環境監視員制度に関すること	<p>1. 概要 不法投棄等の監視のため、不法投棄等監視員を置き、巡回監視、報告を受けて、早期発見及び未然防止を図っている。</p> <p>2. 内容 不法投棄等監視員の委嘱 人数 5名（非常勤） 期間 2年 報酬 12,000円（月額） 業務 巡回監視、報告（緊急、毎月） 町との打合せ、県の研修等参加</p>	<p>1. 概要 本町で委嘱した監視員による、町内における廃棄物の不法投棄や公害の早期発見及び未然防止を図り、快適な生活環境を保全する。</p> <p>2. 内容 町廃棄物監視員の委嘱 人数 4名（非常勤） 期間 2年 報酬 35,000円（月額） 業務 巡回監視、報告（緊急、毎月） 町との打合せ、県の研修等参加</p>	<p>環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。</p>	<p>環境監視員制度については、次のとおりとする。</p> <p>1 監視員制度 人 員 2名 期 間 2年 監視日数 10日 / 月 報 酬 70,000円 / 月</p> <p>2 財源 1 / 2 県総合交付金</p> <p>3 業務 監視活動 他 8:30 ~ 17:15 庁用車使用、巡回日報</p> <p>監視員については、旧町各1名を公募し、合併時に決定する。</p>

商工観光関係事業の取扱い（協定項目 2 5 - 1 4 ）の具体的調整について

商工観光関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】（抜粋）

2 . 中小企業融資制度については、現行の制度を基本とし、合併時まで調整するものとする。

（H17.1.6.確認）

【具体的調整結果】

中小企業融資制度については、次のとおりとする。

【中小企業融資制度】

- | | | |
|-----|------|--|
| 1 | 預託金額 | 110,000 千円（平成 17 年度） |
| 2 | 預託先 | 栃木県信用保証協会 |
| 3 | 内容 | |
| (1) | 運転資金 | |
| | 限度額 | 500 万円以内 |
| | 融資期間 | 3 年以内 |
| | 担保 | 無担保 |
| | 保証人 | 1 人以上 |
| | 利率 | 年利 1.9%（平成 17 年度） |
| (2) | 設備資金 | |
| | 限度額 | 1,000 万円以内 |
| | 融資期間 | 7 年以内 |
| | 担保 | 無担保 |
| | 保証人 | 1 人以上 |
| | 利率 | 5 年以内 年利 2.0%（平成 17 年度）
7 年以内 年利 2.1%（平成 17 年度） |

平成 1 7 年 7 月 2 8 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

具体的調整の結果

専門部会名 産業 分科会名 商工観光

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 14 商工観光関係事業
------	---------------	------	------------------

事務事業名	現況		調整の具体的内容	具体的調整結果																																																												
	馬頭町	小川町																																																														
中小企業融資制度	<p>【中小企業融資制度預託事業】</p> <p>1. 目的 町内中小企業の資金融資を促進し、その体質の改善と経営の合理化を図ることにより、本町中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 内容 町が指定する金融機関に資金を預託することで「馬頭町中小企業振興資金」の原資を確保し、金融機関はこの資金にできる限りの自己資金を加えて町の方針に基づき融資する。</p> <p>3. 預託金額（平成16年度） 100,000千円</p> <p>【馬頭町中小企業振興資金】</p> <p>1. 運転資金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1) 限度額</td><td>500万円以内</td></tr> <tr><td>(2) 融資期間</td><td>3年以内</td></tr> <tr><td>(3) 担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>(4) 保証人</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>(5) 利率</td><td>年利2.4%以内</td></tr> </table> <p>2. 設備資金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1) 限度額</td><td>1,000万円以内</td></tr> <tr><td>(2) 融資期間</td><td>7年以内</td></tr> <tr><td>(3) 担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>(4) 保証人</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>(5) 利率</td><td>5年以内年利2.5%以内 7年以内年利2.6%以内</td></tr> </table>	(1) 限度額	500万円以内	(2) 融資期間	3年以内	(3) 担保	無担保	(4) 保証人	1人以上	(5) 利率	年利2.4%以内	(1) 限度額	1,000万円以内	(2) 融資期間	7年以内	(3) 担保	無担保	(4) 保証人	1人以上	(5) 利率	5年以内年利2.5%以内 7年以内年利2.6%以内	<p>【中小企業融資制度預託事業】</p> <p>1. 目的 町内中小企業の資金融資を促進し、その体質の改善と経営の合理化を図ることにより、本町中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 内容 町が栃木県信用保証協会に資金を預託し、保証協会は町が指定する金融機関に資金を預託することで「小川町中小企業振興資金」の原資を確保し、金融機関はこの資金にできる限りの自己資金を加えて町の方針に基づき融資する。</p> <p>3. 預託金額（平成16年度） 10,000千円</p> <p>【小川町中小企業振興資金】</p> <p>1. 運転資金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1) 限度額</td><td>500万円以内</td></tr> <tr><td>(2) 融資期間</td><td>3年以内</td></tr> <tr><td>(3) 担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>(4) 保証人</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>(5) 利率</td><td>年利2.3%以内</td></tr> </table> <p>2. 設備資金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1) 限度額</td><td>1,000万円以内</td></tr> <tr><td>(2) 融資期間</td><td>7年以内</td></tr> <tr><td>(3) 担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>(4) 保証人</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>(5) 利率</td><td>5年以内年利2.4%以内 7年以内年利2.6%以内</td></tr> </table>	(1) 限度額	500万円以内	(2) 融資期間	3年以内	(3) 担保	無担保	(4) 保証人	1人以上	(5) 利率	年利2.3%以内	(1) 限度額	1,000万円以内	(2) 融資期間	7年以内	(3) 担保	無担保	(4) 保証人	1人以上	(5) 利率	5年以内年利2.4%以内 7年以内年利2.6%以内	<p>現行の制度を基本とし、合併時までに調整するものとする。</p>	<p>中小企業融資制度については、次のとおりとする。</p> <p>1 預託金額 110,000千円（平成17年度）</p> <p>2 預託先 栃木県信用保証協会</p> <p>3 内容</p> <p>(1) 運転資金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>限度額</td><td>500万円以内</td></tr> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td></tr> <tr><td>担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>保証人</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年利1.9% (平成17年度)</td></tr> </table> <p>(2) 設備資金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>限度額</td><td>1,000万円以内</td></tr> <tr><td>融資期間</td><td>7年以内</td></tr> <tr><td>担保</td><td>無担保</td></tr> <tr><td>保証人</td><td>1人以上</td></tr> <tr><td>利率</td><td>5年以内 年利2.0% (平成17年度) 7年以内 年利2.1% (平成17年度)</td></tr> </table>	限度額	500万円以内	融資期間	3年以内	担保	無担保	保証人	1人以上	利率	年利1.9% (平成17年度)	限度額	1,000万円以内	融資期間	7年以内	担保	無担保	保証人	1人以上	利率	5年以内 年利2.0% (平成17年度) 7年以内 年利2.1% (平成17年度)
(1) 限度額	500万円以内																																																															
(2) 融資期間	3年以内																																																															
(3) 担保	無担保																																																															
(4) 保証人	1人以上																																																															
(5) 利率	年利2.4%以内																																																															
(1) 限度額	1,000万円以内																																																															
(2) 融資期間	7年以内																																																															
(3) 担保	無担保																																																															
(4) 保証人	1人以上																																																															
(5) 利率	5年以内年利2.5%以内 7年以内年利2.6%以内																																																															
(1) 限度額	500万円以内																																																															
(2) 融資期間	3年以内																																																															
(3) 担保	無担保																																																															
(4) 保証人	1人以上																																																															
(5) 利率	年利2.3%以内																																																															
(1) 限度額	1,000万円以内																																																															
(2) 融資期間	7年以内																																																															
(3) 担保	無担保																																																															
(4) 保証人	1人以上																																																															
(5) 利率	5年以内年利2.4%以内 7年以内年利2.6%以内																																																															
限度額	500万円以内																																																															
融資期間	3年以内																																																															
担保	無担保																																																															
保証人	1人以上																																																															
利率	年利1.9% (平成17年度)																																																															
限度額	1,000万円以内																																																															
融資期間	7年以内																																																															
担保	無担保																																																															
保証人	1人以上																																																															
利率	5年以内 年利2.0% (平成17年度) 7年以内 年利2.1% (平成17年度)																																																															

社会教育事業の取扱い（協定項目25-18）の具体的調整について

社会教育事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】（抜粋）

- 5．社会体育事業については、次のとおりとする。
(1) 社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時までに調整するものとする。
- 7．公民館の設置運営及び事業については、次のとおりとする。
(1) 公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。
- 8．図書館等の設置運営及び事業については、次のとおりとする。
(1) 図書館等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。
- （H17.1.6.確認）

【具体的調整結果】

- 1 合併時において社会体育施設の開館時間等については、別紙のとおりとする。
- 2 合併時において公民館の開館時間等については、別紙のとおりとする。
- 3 合併時において図書館等の開館時間等については、別紙のとおりとする。

平成17年7月28日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

具体的調整の結果

別紙

専門部会名 教育 分科会名 社会教育・図書館
社会体育

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 18 社会教育事業
------	---------------	------	----------------

事務事業名	現況		調整の具体的内容	具体的調整結果
	馬頭町	小川町		
社会体育施設	<p>【体育館】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合体育館 2. 馬頭西体育館 3. 盛谷地区健康増進施設（盛谷体育館） <p>上記3施設とも</p> <p>(1) 開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 毎週月曜日 12月28日～翌年1月4日</p> <p>【運動場等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民運動場 ・町民グラウンド ・那珂川グラウンド 2. 林業者等健康増進施設（大山田グラウンド） 3. 武茂グラウンド <p>上記4ヶ所とも</p> <p>(1) 使用時間 午前6時～午後6時</p> <p>(2) 使用期間 通年</p> <p>【夜間照明施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民グラウンド夜間照明施設 2. 大山田グラウンド夜間照明施設 3. 武茂グラウンド夜間照明施設 <p>上記3施設とも</p> <p>(1) 使用時間 午後6時～午後10時</p> <p>(2) 使用期間 5月1日～10月31日</p>	<p>【体育館】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民体育館 <p>(1) 使用時間 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 12月28日～翌年1月3日</p> <p>【運動場等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化運動公園・庭球場 <p>(1) 使用時間 午前5時30分～午後7時</p> <p>(2) 使用期間 通年</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 浄法寺運動場 <p>(1) 使用時間 規定なし</p> <p>(2) 使用期間 通年</p> <p>【夜間照明施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化運動公園夜間照明施設 <p>(1) 使用時間 日没～午後9時30分</p> <p>(2) 利用月 5月1日～10月31日</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時まで調整するものとする。</p>	<p>合併時に開館時間等は次のとおりとする。</p> <p>【体育館】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用時間 午前8時30分～午後9時30分 2. 利用期間 1月5日～12月27日 <p>【運動場】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用時間 午前6時～午後6時30分 2. 利用期間 1月5日～12月27日 <p>【夜間照明施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用時間 午後6時30分～午後9時30分 2. 利用期間 1月5日～12月27日

社会体育事業

事務事業名	現況		調整の具体的内容	具体的調整結果
	馬頭町	小川町		
社会体育事業	<p>【プール】</p> <p>1. 町民プール</p> <p>(1) 開場時間 午前10時～午後6時45分</p> <p>(2) 開設期間 7月1日～9月10日のうち教育委員会 が毎年定める。</p> <p>(3) 使用時間 第1回 午前10時～正午 第2回 午後零時15分～午後2時15分 第3回 午後2時30分～午後4時30分 第4回 午後4時45分～午後6時45分</p> <p>【武道館】</p> <p>1. 武道館</p> <p>(1) 開館時間 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 毎週月曜日 12月28日～1月4日</p>	<p>【プール】</p> <p>1. 町民プール</p> <p>(1) 開場時間 午前9時30分～午後4時</p> <p>(2) 開場期間 7月1日～9月10日</p> <p>【武道館・弓道場】</p> <p>1. 武道館</p> <p>(1) 開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 毎月第3日曜日 12月28日～翌年1月4日</p> <p>2. 弓道場</p> <p>(1) 開館時間 午前9時～午後9時</p> <p>(2) 休場日 毎月第3日曜日 12月28日～翌年1月4日</p> <p>3. 御霊神社弓道場</p> <p>(1) 開館時間 午前8時～午後7時</p> <p>(2) 休場日 毎月第3日曜日 12月28日～翌年1月4日</p>		<p>【プール】</p> <p>1. 開場時間 第1回 午前9時30分～ 午後0時30分 第2回 午後1時30分～ 午後4時30分</p> <p>2. 開場期間 7月1日～9月10日までの間 で教育委員会が定める期間</p> <p>【武道館・弓道場】</p> <p>1. 利用時間 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>2. 利用期間 1月5日～12月27日</p>

事務事業名		現 況		調整の具体的内容	具体的調整結果
		馬頭町	小川町		
公民館の設置運営及び事業	公民館	<p>【公民館（条例による。）】 馬頭町中央公民館 （馬頭町山村開発センター）</p> <p>1. 開館時間 (1) 午前8時30分～午後10時</p> <p>2. 休館日 (1) 毎月3日、13日、23日 (2) 12月29日～翌年1月3日</p>	<p>【公民館（条例による。）】 小川町中央公民館</p> <p>1. 開館時間 (1) 午前8時30分～午後9時30分 （日曜日は午後5時まで）</p> <p>2. 休館日 (1) 12月28日～翌年1月3日</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。</p>	<p>合併時に開館時間等は次のとおりとする。</p> <p>1. 利用時間 午前8時30分～午後9時30分 ただし、山村開発センターの毎週木曜日及び小川公民館の毎週日曜日は午後5時までとする。</p> <p>2. 休館日 12月28日～翌年1月4日</p>
	図書館等	<p>【図書館等】 馬頭町立図書館</p> <p>1. 開館時間 (1) 火曜～金曜 4月～10月 午前9時～午後6時 11月～3月 午前9時～午後5時 (2) 土曜・日曜 午前9時～午後5時</p> <p>2. 休館日 (1) 毎週月曜日 (2) 第3日曜日 (3) 国民の祝日 (4) 月末の1日 (5) 年末年始（8日間） (6) 特別館内整理期間（年間15日以内）</p> <p>3. 貸出の対象 馬頭町内に居住または在勤、在学する者及び支障のない範囲で館長が適当と認めた者とし、貸出カードの交付を受けた者</p> <p>4. 貸出冊数及び期間 (1) 貸出冊数 図書は1人5冊まで A V資料は1人5点まで (2) 貸出期間 14日以内</p>	<p>【図書館等】 小川町中央公民館図書室</p> <p>1. 開館時間 (1) 火曜～金曜 午前9時～午後5時 (2) 土・日曜・祝日 午前9時～午後4時</p> <p>2. 休館日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末年始（12月28日～翌年1月3日）</p> <p>3. 貸出の対象 小川町内に居住または在勤、在学する者及び支障のない範囲で適当と認めた者で、貸出カードの交付を受けた者</p> <p>4. 貸出冊数及び期間 (1) 貸出冊数 図書は1人5冊まで A V資料（ビデオは1人2点、C Dは1人4点まで） (2) 貸出期間 14日以内</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。</p>	<p>合併時に開館時間等は次のとおりとする。</p> <p>1. 開館時間 (1) 火曜～金曜 4月～10月 午前9時～午後6時 11月～3月 午前9時～午後5時 (2) 土曜・日曜 午前9時～午後5時</p> <p>2. 休館日 (1) 毎週月曜日 (2) 毎月第3日曜日 (3) 国民の祝日 (4) 館内整理日（毎月末日） (5) 年末年始（12月28日～翌年1月4日） (6) 特別館内整理期間（年間15日以内）</p> <p>4. 貸出冊数及び期間 (1) 貸出冊数 図書は1人5冊まで A V資料は1人5点まで (2) 貸出期間 14日以内</p>

その他の事業の取扱い（協定項目 25 - 19）の具体的調整について

その他の事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

【協定項目の確認内容】（抜粋）

6．指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。

（H16.12.16.確認）

【具体的調整結果】

指定金融機関等については、次のとおりとする。

【指定金融機関】

- ・株式会社足利銀行（馬頭支店）

【指定代理金融機関】

- ・株式会社栃木銀行（烏山支店）
- ・那須南農業協同組合（馬頭支所、武茂支所、大内支所、大山田支所、小砂支所、小川支所）
- ・那須信用組合（馬頭支店、小川支店）
（ ）は取扱店舗

平成 17 年 7 月 28 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

具体的調整の結果

専門部会名

総務部会 他2

分科会名

総務分科会他2

協定項目	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25-19 その他の事業
------	---------------	------	--------------

区分	現況		調整の具体的内容	具体的調整結果
	馬頭町	小川町		
指定金融機関等	<p>【指定金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社足利銀行（馬頭支店） <p>【収納代理金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那須南農業協同組合（馬頭支所、武茂支所、大内支所、大山田支所、小砂支所） ・那須信用組合（馬頭支店） （ ）は取扱店舗 	<p>【指定金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社足利銀行（馬頭支店） <p>【指定代理金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社栃木銀行（烏山支店） ・那須南農業協同組合（小川支所） ・那須信用組合（小川支店） （ ）は取扱店舗 	<p>指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整するものとする。</p>	<p>指定金融機関等については、次のとおりとする。</p> <p>【指定金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社足利銀行（馬頭支店） <p>【指定代理金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社栃木銀行（烏山支店） ・那須南農業協同組合（馬頭支所、武茂支所、大内支所、大山田支所、小砂支所、小川支所） ・那須信用組合（馬頭支店、小川支店） （ ）は取扱店舗

協議第47号の2

新町の町章について

新町の町章について、次のとおり提案する。

新町の町章は、次のデザインとする。

平成17年7月28日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

「那珂川町」町章デザイン応募状況の集計結果

H17.7.1

1 応募数

応募点数	393 点	募集期間	
実応募者数	265 名	平成17年5月1日～6月20日	
都道府県状況	23 都府県 (4区40市7町1村)		
最年少応募者	2 歳	同一応募者最多点数	6 点
最高齢応募者	92 歳		(6 名)

有効作品数	370 点
無効作品数	23 点

2 年齢別応募状況

【年齢別】

区分	応募点数	割合
10歳未満	7	1.8%
10歳代	121	30.8%
20歳代	31	7.9%
30歳代	47	12.0%
40歳代	58	14.8%
50歳代	51	13.0%
60歳代	38	9.7%
70歳代	30	7.6%
80歳代	7	1.8%
90歳以上	1	0.3%
未記入・不明	2	0.5%
合計	393	100.0%

	応募点数	割合
未就学児	2	0.5%
小学生	15	3.8%
中学生	95	24.2%
高校生	11	2.8%
その他の学生	8	2.0%
上記以外	227	57.8%
未記入・不明	35	8.9%
合計	393	100.0%

【性別】

	応募点数	割合
男	278	70.7%
女	114	29.0%
未記入・不明	1	0.3%
合計	393	100.0%

3 住所区分別応募状況

都道府県別			管内別		2町別			
県内	285	72.5%	馬頭町	227	57.8%	馬頭町	172	43.8%
			小川町			55	14.0%	
			南那須町 烏山町			5	1.3%	
県外	108	27.5%						
合計	393	100.0%	小計	232	59.0%	小計	227	57.8%

新町町章デザイン第二次選定候補作品

(受付番号順)

作品の 受付番号	モノクロ判	カラー判
9		
31		
63		
84		
143		
202		
206		
326		

作品の 受付番号	モノクロ判	カラー判
337		
346		
354		
367		
370		
375		
388		

新町町章デザイン第二次選定

候補作品個票

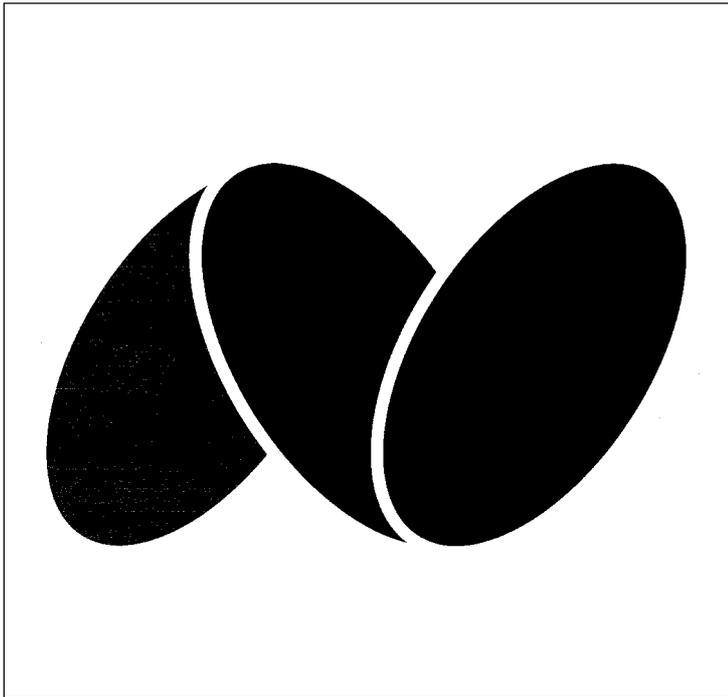
(受付番号順)

モノクロ判及びカラー判、各判とも大小2種類を掲載

小サイズは、バッチ相当サイズ

デザインの趣旨は、原分をそのまま掲載

【 受付番号 9 】



【 デザインの趣旨 】

2つのハートが重なって那珂川町の「N」の型。

小川町と馬頭町の2町の心が合わさって1つの町になった気持ちをシンボル化。
楕円の動きの躍動感もかんじられるようにした。

【 受付番号 31 】



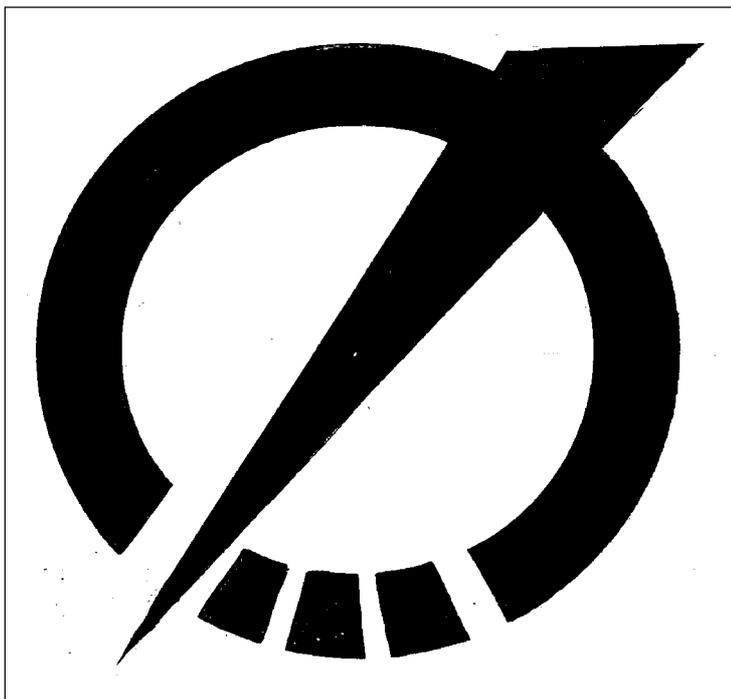
【 デザインの趣旨 】

那珂川町の「N」と「川」の文字を抽象化しました。

「N」を那珂川町の水流に見立て、それを隔てた二町(茶色の部分)の統合を表しています。

また、その二町を表すデザインは那珂川が生み出す”アユ”を想像させる配色とし豊かな自然と活気に満ちた町を表現しています。

【 受付番号 63 】

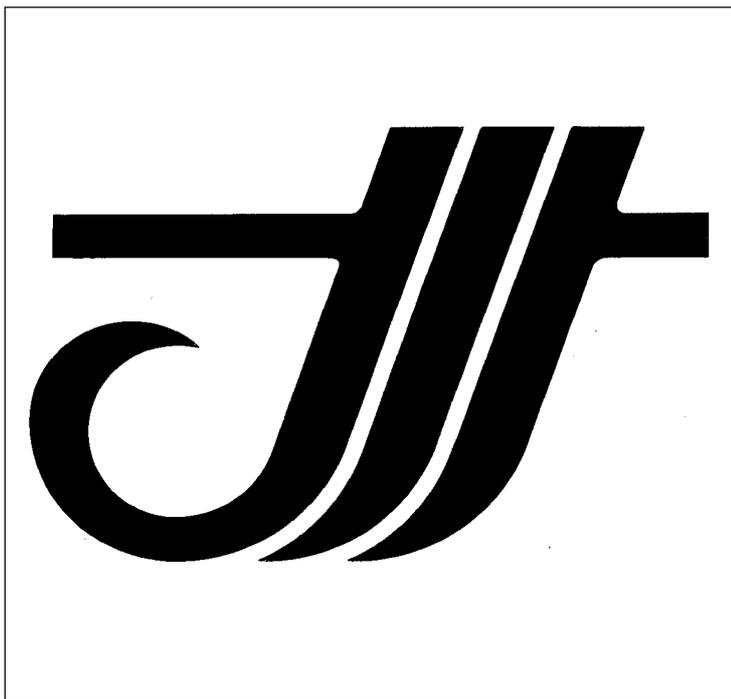


【 デザインの趣旨 】

「ナカ川」の図案化。円形は町の円滑、円満を、さらに町民の融和と統一を希求する姿を表わす。

緑色は自然豊かな緑に囲まれた町をイメージした。

【 受付番号 84 】



【 デザインの趣旨 】

那珂川町のカタカナ頭文字「ナ」の字をデザイン。

川の流れをイメージして「豊かな自然と文化に生まれ、優しさと活力に満ちた町造り」をシンボライズ。

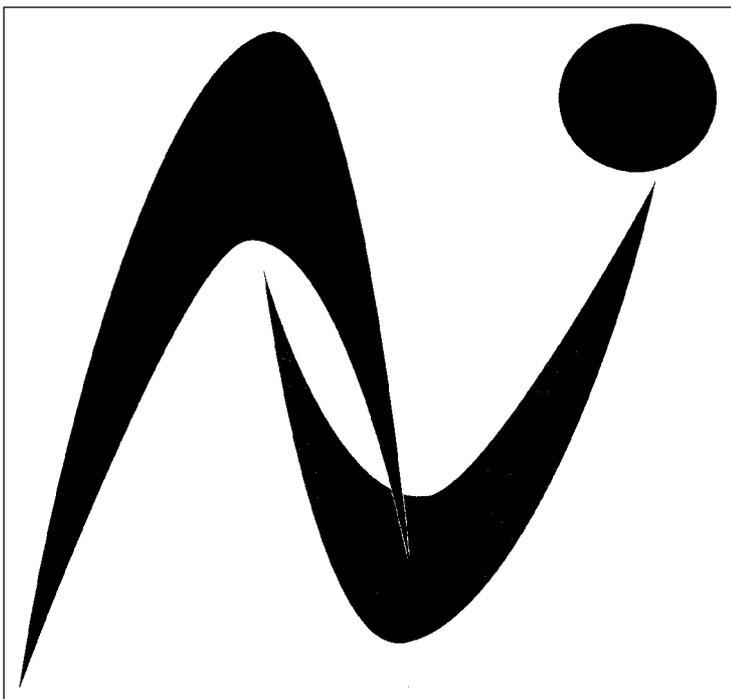
【 受付番号 143 】



【 デザインの趣旨 】

那珂川町の「な」の文字をモチーフにして二つの町を1つにする那珂川の清流をデザインし新町の豊かな自然環境を表現するとともに未来に向かって躍動する人の姿を併せてデザインし、新町の将来像「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」を象徴的に表現しました。

【 受付番号 202 】



【 デザインの趣旨 】

那珂川町のイニシャル「N」をベースにデザインしました。
「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」をイメージして、緑色と黄緑色をベースに自然を表現し、赤色の丸が「文化と活気」を表します。

【 受付番号 206 】



【 デザインの趣旨 】

「那珂川」の文字をモチーフに、緑の大地、中央を流れる川、さんさんと輝く太陽を表わし、しっかりと大地に立つ人をも表わして、活力に満ちた町「那珂川町」を表現しています。

【 受付番号 326 】

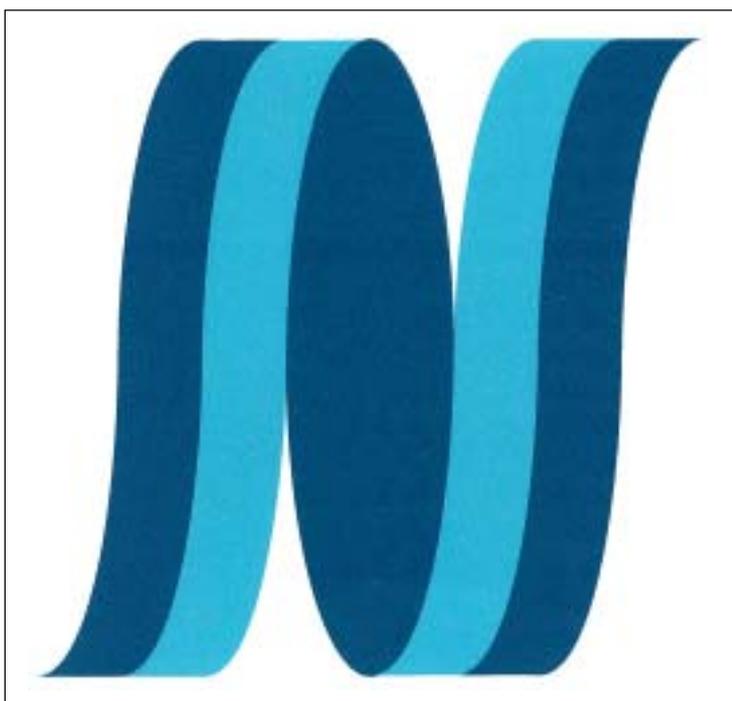
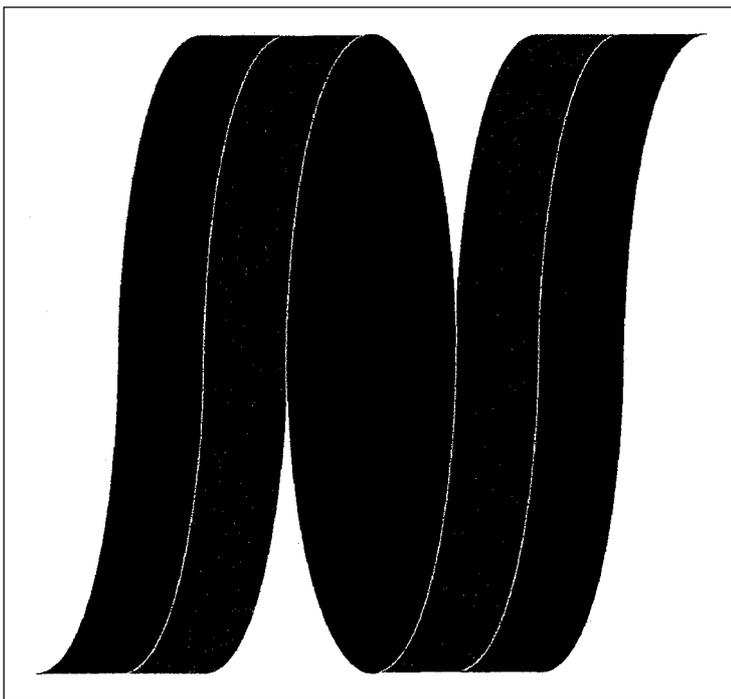


【 デザインの趣旨 】

中央の三本のラインは町の象徴である那珂川をイメージしています。

また、川をはさんだ2つの町を2匹の鮎で表現し1つの円の中で融合し、発展していく様子を表現しています。(3本のラインは那珂川町の頭文字”N”です。)

【 受付番号 337 】

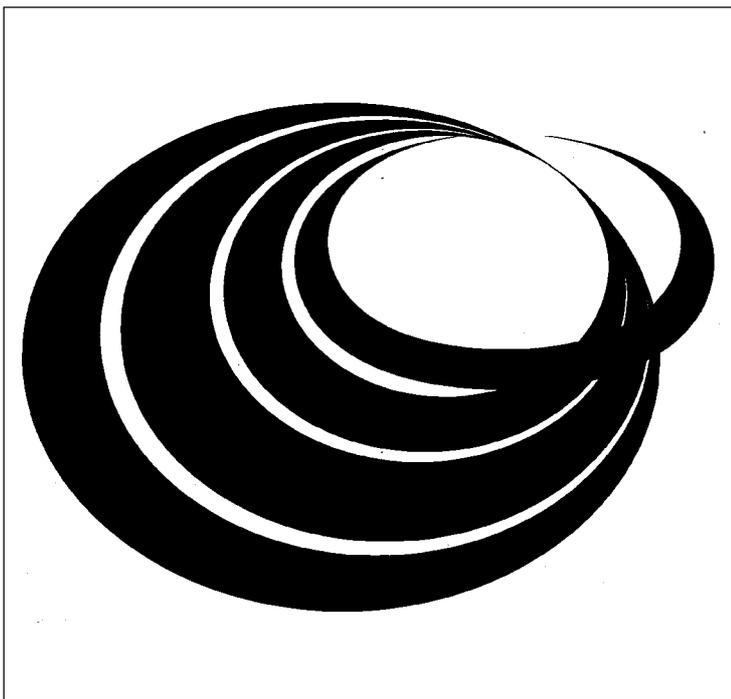


【 デザインの趣旨 】

那珂川町の頭文字「N」をモチーフに、町の人々が伸びていくイメージ。

2町を2色で表し、水色は、那珂川と豊かな自然によってはぐくまれる町をイメージし図案化。

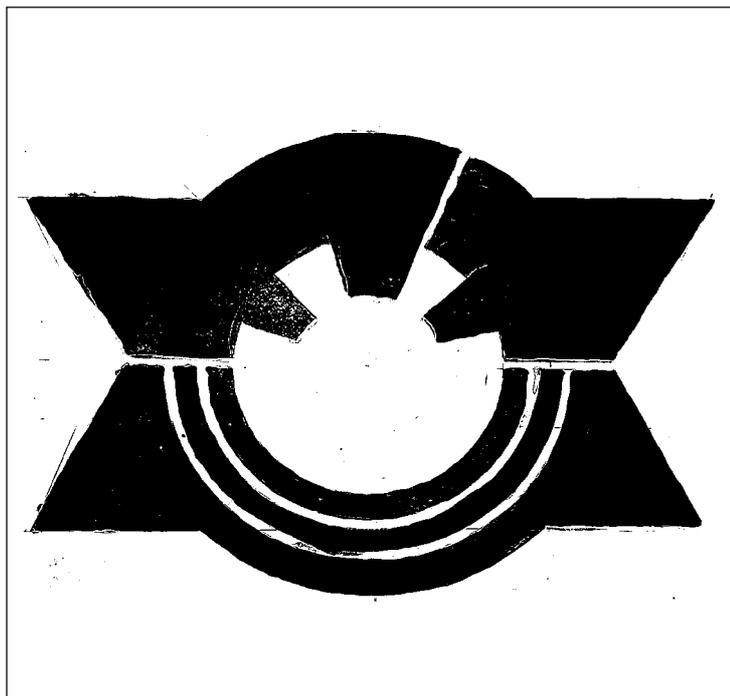
【 受付番号 346 】



【 デザインの趣旨 】

”ナカ川”を組み合わせデザイン化したもの。
市の発展、和を表現したもの。

【 受付番号 354 】



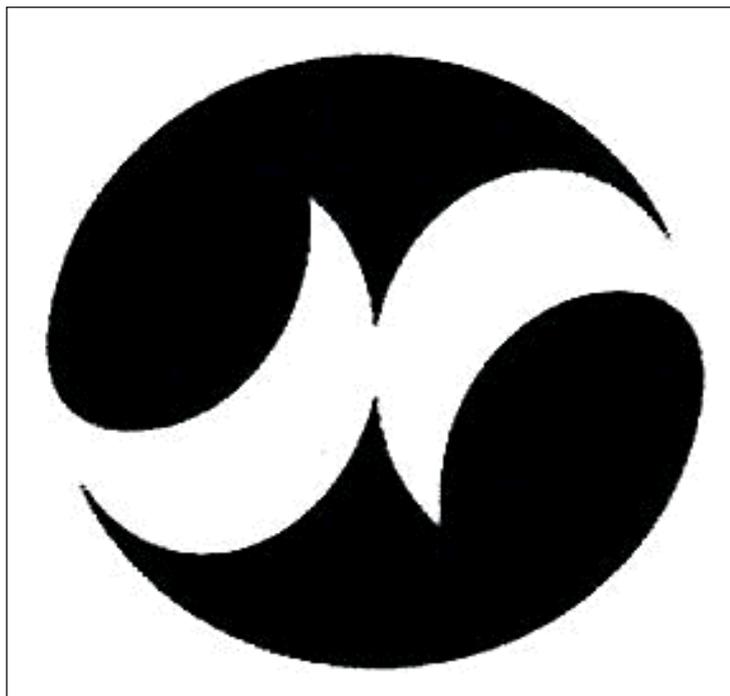
【 デザインの趣旨 】

「那珂川」を「ナカ川」に図案化したものです。

水と緑ゆたかな自然に恵まれた郷土の誇りとして、4方への突起は今後、町が大いに4方に発展・飛躍するよう4方に出しました。

全体的に丸くして全体の円慢性を意味しています。

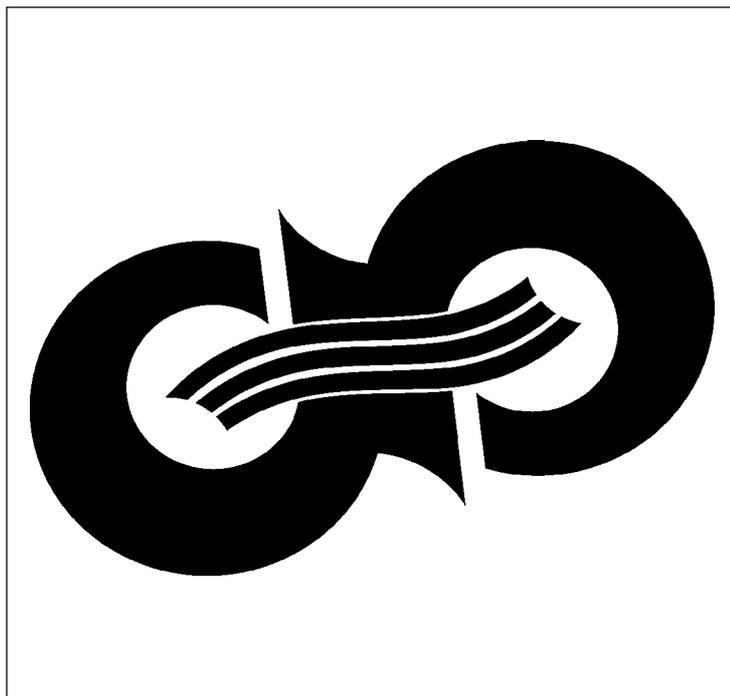
【 受付番号 367 】



【 デザインの趣旨 】

那珂川町の英頭文字「N」をモチーフに、貴重な歴史・風土と「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」の水とみどりに包まれた地域社会と生き生き共生し、合併を機に町民と町政の融和・団結と将来に向けてますます飛躍・発展・繁栄する「那珂川町」の明るい元気な力強い姿を表しています。

【 受付番号 370 】



【 デザインの趣旨 】

那珂川町の英頭文字「N」をモチーフに、貴重な歴史・風土と「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」の水とみどりに包まれた地域社会と生き生き共生し、合併を機に町民と町政の融和・団結と将来に向けてますます飛躍・発展・繁栄する「那珂川町」の明るい元気な力強い姿を表しています。

【 受付番号 375 】



【 デザインの趣旨 】

那珂川町の「n」の文字を基調に豊かな自然の那珂川町を象徴的に表現しました。橙は太陽、緑は大地、水色は清流で自然に恵まれた那珂川町をイメージしました。

シンプルで、親しみやすく、多くの人に長く愛されるデザインです。さらに、縮小、単色、モノクロにも耐えられ、多用途な使い方が出来ます。

【 受付番号 388 】



【 デザインの趣旨 】

「N」をモチーフに、豊かな自然の中、那珂川が流れ、人が活力に満ちている様子を表現。

同時に2町が合わさったことを表しています。



町の廃置分合決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、
平成17年10月1日から那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をも
って新たに同郡那珂川町を設置する。

平成17年6月20日

栃木県知事 福田 富



町長職務執行者及び行政委員会委員等の選任方法について

職種	選任の方法	任期	備考	根拠法令
首長職務執行者	合併関係市町村の首長の中から、あらかじめ、首長による協議を行ない選定する。(選定後、篠山市では、協議書を作成した。)	首長が選出されるまでの間(選挙日の当日まで)	職務執行者は、その職のまま首長・議員選挙に立候補はできず、辞職することになる。(その際、その職務を代理すべき吏員を指定しておく必要がある。)なお、職務執行者の交代はできないものと解されている。	地方自治法施行令第1条の2
首長	設置選挙による(市町村の設置の日から50日以内に行なう。)	4年(選挙の日から起算する。)		公職選挙法第33条第3項、第117条
助役	新首長が、議会の同意を得て、選任する。	4年	選任は首長に付与された職務権限と考えられ、職務執行者が行なうものではなく、首長が選出された後、当該首長が議会の同意を得て選任することが適当である。	地方自治法第162条
(暫定)収入役職務代理者	職務執行者は、収入役の職務代理者を選任しておくことが必要となる。 (あらかじめ、収入役の職務代理者の選任について、合併関係市町村の意思統一を図っておくことが適当とされ	収入役が選任されるまでの間	職務執行者が収入役の職務を行なった事例(ひたちなか市)もあるが、出納事務の性質及び支出命令機関と執行機関との分離の原則から、収入役職務代理者を選任することが適切である。(職務代理規則の制定を要する。)	
収入役	新首長が、議会の同意を得て、選任する。	4年	選任は首長に付与された職務権限と考えられ、職務執行者が行なうものではなく、首長が選出された後、当該首長が議会の同意を得て選任することが適当である。 職務執行者は、収入役職務代理者等の選任が必要となる。	地方自治法第168条第7項

職種	選任の方法	任期	備考	根拠法令	
行政委員会	(暫定)選挙管理委員会委員	合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選による。(4人)	議会において正規の委員が選挙されるまでの間	職務執行者は、あらかじめ互選を行なう場所・日時を通知する。	地方自治法施行令第4条
	選挙管理委員会委員	議会において選挙する。	4年		地方自治法第182条第1項
	(暫定)教育委員会委員	職務執行者が、合併関係市町村の教育委員会の委員であった者のうちから臨時に選任する。(5人)	首長選挙後の、最初の議会の会期の末日までの間	最初の招集は、職務執行者が行なう。教育長は委員の互選による。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項
	教育委員会委員	新首長が議会の同意を得て任命する。(定員5人)	4年 2人 3年 1人 2年 1人 1年 1人	最初の招集は、新首長が行なう。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
	(暫定)固定資産評価審査委員会委員	職務執行者が、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから、選任し、委員に充てることできる。(条例で定めた数)	新首長が選任されるまでの間		地方税法第423条第8項
	固定資産評価審査委員会委員	新首長が、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから、選任し、委員に充てることできる。(条例で定めた数)	新議会の同意を得て、委員が選任されるまでの間		地方税法第423条第9項
	固定資産評価審査委員会委員	首長が議会の同意を得て選任する。	3年		地方税法423条第3項
	監査委員	新首長が、議会の同意を得て、選任する。	(選任委員) 4年	職務執行者は、選任に緊急性がなく、議会の同意を得て選任する監査委員については、選任することはできない。(行政実例 昭42.1.20)	地方自治法第196条第1項
農業委員会委員 (選任による委員)	新首長の選挙前に初議会が開かれる場合	選挙による委員の任期に同じ	職務執行者が第1回総会を招集する。		
	新首長の選挙後に初議会が開かれる場合 新首長が、関係団体及び議会の推薦	選挙による委員の任期に同じ	新首長が第1回総会を招集する。	農業委員会等に関する法律第12条	

職種	選任の方法	任期	備考	根拠法令
附属機関(審議会等)の 委員	職務執行者が、専決処分で設置する附属機関は、法令で義務付けられている審議会等、1日の空白期間も許されないもの、事務執行・施設の設置条例の中で、設置が規定されているもので、緊急性があるものについては、選任しても可と解される。		職務執行者が選任した委員について、選挙後において新首長が、再度任命する必要はないと解される。	

住所変更に伴う手続き

平成17年10月1日合併による町名の変更に伴い、住所変更の必要な場合があります。
 大字名(現在の大字区域は変わりません。)については、現在の名称からそれぞれ「大字」を削除した名称になります。

例) 那須郡馬頭町大字馬頭 番地 那須郡那珂川町馬頭 番地
 那須郡小川町大字小川 番地 那須郡那珂川町小川 番地

【 役場関係 】

件名	該当者	手続等
住民登録・本籍 (住民票・戸籍謄抄本)	住民登録、戸籍の記載をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。
住民基本台帳カード	カードを所有されている方	住所変更の手続きは必要ありませんが、合併後、来庁された際に、カードの住所変更内容を記載し
印鑑登録証	印鑑登録をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在お持ちの印鑑登録証明書は、引き続き使用できます。
外国人登録証明証	外国人登録をされている方	合併後、来庁された際に、住所変更の内容を記載します。
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	標識の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 現在発行の標識(ナンバープレート)をそのまま使用できます。 合併後の新規登録から新しい標識(ナンバープレート)になります。
国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	被保険者証等を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 那珂川町の被保険者証等は、9月下旬に各家庭に郵送します。
国民健康保険標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
老人保健法医療受給者証		
老人保健特定疾病療養受療証		
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	受給資格証を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
乳幼児医療費受給資格証		
ひとり親家庭医療費受給資格証		
重度心身障害者医療費受給資格証		
妊産婦医療費受給資格証	被保険者証等を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
介護保険被保険者証		
標準負担額減額認定証	手当を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
児童手当		
支援費受給者証	受給者証を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
身体障害者手帳	手帳を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、来庁された際に、住所変更の内容を記載します。
療育手帳		

【国・県関係】

件名	該当者	手続等
旅券(パスポート)	旅券を所持している方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、旅券最終ページの「所持人記入欄」の現住所等を各自で訂正してください。(ただし、他のページに書き込むことはしないでください。)
自動車運転免許証	免許証等を所持されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、住所変更手続きをしてください。
自動車保管場所証明		住所変更の手続きは必要ありません。
猟銃等所持許可証、鉄砲・刀剣類所持許可証等	各種許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 所持許可、更新申請等の手続きに際に併せて手続きを行なってください。
自動車検査証 軽自動車(三輪・四輪)	車両を使用・所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡及び廃車される場合又は希望により変更される方は、住所変更の手続きを行ってください。
自動車検査証 普通自動車及び小型二輪車 (排気量250ccを超えるもの)		
自動車登録証 軽二輪車(125cc超～250cc)		
不動産(土地・建物)登記簿の表示及び所有者等の住所	土地の登記簿等に旧町の住所で記載されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 住所変更登録を希望される方は、「登記名義人表示変更登記」を申請してください。なお、登録免許税は非課税です。
会社・法人の本店又は主たる事務所修正及び代表者等の住所	旧町内に本店を置く会社・法人及び代表者等の方	住所変更の手続きは必要ありません。 両町に本店を有する会社等の本店、主たる事務所は法務局で修正します。また、役員の住所等については、合併前の町名、大字名を合併後の町名、字名とみなし、読み替える規定があります。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	年金の被保険者及び受給をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。
児童扶養手当 特別児童扶養手当 特別障害者福祉手当・障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)	手当を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。
養育医療券	医療券をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
育成医療券	医療券をお持ちの方	
一般特定疾患医療受給者証	受給者証をお持ちの方	
小児慢性特定疾患医療受給券	受給券をお持ちの方	

詳細な内容については、9月下旬に2町各世帯に「那珂川町ガイドマップ」を配布予定
「那珂川町ガイドマップ」配布に先立ち、2町広報紙に一部掲載予定